

資料 7 維持管理計画の例

本資料は、維持管理計画の例であり、システムを製造又は販売する者は実際の維持管理計画の作成に当たり、環境保全、システムの特性、維持管理体制、及び地方公共団体の指導等に従い、適切な維持管理計画を立案するものとする。

(1) 保守点検

保守点検は、各単位装置の適時調整、流出水質、スカムや汚泥、乾燥ごみ等の堆積状況、固液分離装置の状況等を点検して清掃時期の判断等を行う。通常の使用状態における標準的な点検頻度の例を表－1に、標準的な管理項目を表－2に示す。

表－1 標準的な保守点検頻度

種 別		点検頻度
生物処理 タイプ	20人以下	4か月に1回以上
	21人以上～300人以下	3か月に1回以上
	301人以上	2か月に1回以上
	大規模な施設（設計処理水量50 m ³ /日以上以上の施設）	1か月に1回以上
機械処理タイプ		1年に1回以上 (機種毎に設定)

表－2 保守点検の標準的な管理項目

単 位 装 置		ディスポーザ排水による特別な現象	管 理 項 目 日常点検
生物 処 理 タ イ プ	好気可溶化槽	・ディスポーザ粉碎物の蓄積、腐敗による臭気発生	・槽内の攪拌 ・ばっ気風量の確保 ・マンホールの密閉
	嫌気可溶化槽	・ディスポーザ粉碎物の蓄積、腐敗による臭気発生 ・固液分離機能の低下	・スカムその他浮遊物の状況 ・移流管の移流状況 ・移流管詰まりの有無
	好気処理槽 (接触ばっ気槽、好気ろ床槽等)	・有機物負荷量増大による放流水質の低下	・ばっ気状況の確認 ・散気管の目詰まり ・発泡の有無 ・逆洗ばっ気状況の確認 ・槽内汚泥量の調整

機械処理タイプ	固液分離装置	・固液分離機能の低下 ・ディスポーザ粉碎物の残さ、腐敗による臭気発生	・駆動部、摩耗部の状況 ・装置の異音、ガタツキ、破損の有無 ・消耗品の交換、確認 ・機器の目詰まり
	乾燥装置	・ディスポーザ粉碎物の腐敗による臭気発生	・槽内の攪拌状況 ・加温部の状況 ・乾燥ごみの堆積状況 ・消耗品（バイオ薬剤、乾燥剤等）量の調整、確認

(2) 水質管理

システムの水質検査は、通常の使用状態における1日の中で最も濃度が高いと思われる流出水を採水し、最低限、BOD、SS、n-ヘキサン抽出物質の各項目について測定する。標準的な測定の頻度を表-3に示す。

表-3 標準的な水質検査頻度

処理対象人員等		期 間
生物処理タイプ	20人以下	1年に1回以上
	21人以上～300人以下	
	301人以上	
	大規模な施設（設計処理水量50m ³ /日以上以上の施設）	3か月に1回以上

- ・大規模な施設は季節変動を考慮して3か月に1回以上とした。
- ・機械処理タイプ等のような、設置後の水質検査が困難なタイプのシステムは、適合評価時の耐用年数以上（耐用年数×1.5）の耐久性、対摩耗性等を有する試験結果及び年1回以上の保守点検の実施をもって、水質が維持されるものとみなすことから、維持管理業者による確実な保守点検を実施し、水質が満足されることを確認するものとする。

(3) 汚泥管理

生物処理タイプにおいては、通常の排水処理装置と同様に液化分解槽（好気又は嫌気可溶化槽）から汚泥の引抜きを行う。主な単位装置における汚泥処理の特徴及び管理項目を表-4に示す。

表－４ 汚泥処理に関する主な単位装置の特徴及び管理項目

単 位 装 置		汚泥（固形分）処理の特徴	管 理 項 目
生 物 処 理 タ イ プ	沈殿分離槽	・排水を重力沈降により固液分離する	・固液分離状況
	好気可溶化槽又は嫌気可溶化槽	・固形分を好氣的又は嫌氣的に消化する	・スカム破壊状況 ・異物の除去
	沈殿槽	・排水を重力沈降により固液分離し、沈降した固形分を液化分解槽に返送する	・固液分離状況

（４）乾燥ごみ等の管理

機械処理タイプにおいては、定期的な乾燥ごみ等の引抜きと、消耗品（バイオ薬剤、乾燥剤等）の補充が必要であるため、機種毎に標準的な引抜き、補充期間を明示する。

（５）使用者への周知

システムの使用方法、処理能力、維持管理方法、不適正使用に対する警告等、適正な使用に関する周知事項を明記する。

（６）維持管理データの保管及び報告

システムを製造又は販売する者は、表－５の保守点検結果等を記録し、３年間保管して、常に維持管理状況を把握する。

また、下水道管理者もしくは評価機関から記録の提出を求められた時は速やかに報告する。

表－５ 記録の内容と保存期間

処理方式	記録の内容	記録の保存期間
生物処理タイプ	・保守点検結果 ・水質検査結果 ・汚泥の引抜き状況	３年間
機械処理タイプ	・保守点検内容	